

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法			法令番号	昭和43年法律第100号			
手続名	市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可等			根拠条項	第43条第1項			
審査基準	<p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)</p> <p>○ 何人も市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、県知事の許可を受けなければ、第29条第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して第29条第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。</p> <p>(許可の審査基準)</p> <p>○ 都市計画法施行令第36条第1項及び第2項に規定する基準に適合していること</p> <p>○ 上記基準のうち、法第34条各号に関する事項の適用については、市街化調整区域における開発許可の適用の基準に準じる。</p>							
	受付機関	各市町村	処理機関	東部土木事務所 まちづくり課	交付機関	東部土木事務所 まちづくり課	標準処理期間 60 ~ 90日 標準経由期間 上記に含む 日	目次 No.